

建設工事業者の皆様へ

平成20年12月 2日
豊 田 市

建設リサイクル法関連様式の変更について（通知）

建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の関連様式について、下記のとおり変更を行いますので通知します。

記

1 変更内容

これまで、建設リサイクル法対象工事の落札業者様に対し、豊田市独自様式で「再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書」を提出するようお願いしていましたが、今後は、建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS入力システム）を用いて、「建設リサイクルガイドライン様式（A4横）」を打ち出し、工事担当課へ提出するよう変更します。

なお、「法第13条及び省令に基づく特記事項」については、これまで通りの様式で提出をお願いします。

※建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS入力システム）

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」によって作成を義務付けられる書類の記入作業を軽減し、リサイクル状況を迅速に把握するため、国土交通省により開発された電算入力システム。ホームページ上で一般公開をされている。

2 理 由

落札業者の書類作成の負担軽減を図るため。

3 変更年月日

平成20年12月2日に発注を行う工事案件より

【問い合わせ】

豊田市役所 総務部契約課 工事・工事委託担当

TEL (代表) 0565 (31) 1212 (内2331)

(直通) 0565 (34) 6616